

大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程を
公布する。

平成29年 3 月 31日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第14号

大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程の一部を改正
する規程

大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程（平成23年大阪広域水道
企業団管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に
下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（旅費の種類） 第6条 （略） 2—5 （略） 6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たり の定額により支給する。 7 （略） 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜 数に応じ1夜当たりの定額により支給す る。 9—13 （略） 第16条 （略） <u>（日当）</u> <u>第16条の2 日当の額は、別表第1の定額に</u> <u>よる。</u> <u>2 路程100キロメートル未満の旅行の場合</u> <u>における日当は、前項の規定にかかわらず、</u> <u>支給しない（公務上の必要又は天災その他</u> <u>やむを得ない事情により宿泊した場合を除</u> <u>く。）。</u> <u>3 日当は、管内における旅行については、</u> <u>公務上の必要又は天災その他やむを得ない</u> <u>事情により宿泊した場合に限り、支給する。</u> 第17条 （略） <u>（食卓料）</u> <u>第17条の2 食卓料の額は、別表第1の定額</u> <u>による。</u> <u>2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに</u> <u>別に食費を要する場合又は船賃若しくは航</u> <u>空賃を要しないが食費を要する場合に限</u> <u>り、支給する。</u> （扶養親族移転料） 第19条 （略）	（旅費の種類） 第6条 （略） 2—5 （略） 6 日当は、<u>外国旅行</u>における旅行中の日数 に応じ1日当たりの定額により支給する。 7 （略） 8 食卓料は、<u>外国旅行</u>における水路旅行及 び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定 額により支給する。 9—13 （略） 第16条 （略） 第17条 （略） （扶養親族移転料） 第19条 （略）

(1) (略) ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに<u>日当、宿泊料及び食卓料</u>の3分の2に相当する額 イ (略) ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の<u>日当、宿泊料及び食卓料</u>の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。 (2) (略) (3) 第1号アからウまでの規定により<u>日当、宿泊料及び食卓料</u>の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。 2 (略) (遺族の旅費) 第23条 (略) 2・3 (略) 4 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第19条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地(外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地)までの鉄道賃、船賃、<u>車賃及び食卓料</u>とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。 (扶養親族移転料) 第32条 (略) 2 (略) 3 第1項第3号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、その旧居住地を旧在勤地と、新居住地を新在勤地とみなして第19条第1項第1号の規定に準じて計算した額による。 4 第19条第1項第3号及び同条第2項の規定は、前2項の規定による扶養親族移転料の額の計算について準用する。 (遺族の旅費) 第40条 第3条第2項第6号の規定により支給する旅費は、職員の旧在勤地から大阪市までの前職務相当の移転料及び扶養親族移転料(赴任後宿泊料に相当する部分を	(1) (略) ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに<u>宿泊料</u>の3分の2に相当する額 イ (略) ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の<u>宿泊料</u>の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。 (2) (略) (3) 第1号アからウまでの規定により<u>宿泊料</u>の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。 2 (略) (遺族の旅費) 第23条 (略) 2・3 (略) 4 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第19条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地(外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地)までの鉄道賃、船賃<u>及び車賃</u>とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。 (扶養親族移転料) 第32条 (略) 2 (略) 3 第1項第3号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、その旧居住地を旧在勤地と、新居住地を新在勤地とみなして第19条第1項第1号の規定に準じて計算した額による。<u>この場合において、同号ア及びウ中「宿泊料」とあるのは、「日当、宿泊料及び食卓料」と読み替えるものとする。</u> 4 第19条第1項第3号及び同条第2項の規定は、前2項の規定による扶養親族移転料の額の計算について準用する。<u>この場合において、同条第1項第3号中「宿泊料」とあるのは、「日当、宿泊料及び食卓料」と読み替えるものとする。</u> (遺族の旅費) 第40条 第3条第2項第6号の規定により支給する旅費は、職員の旧在勤地から大阪市までの前職務相当の移転料及び扶養親族移転料(赴任後宿泊料に相当する部分を
--	--

除く。)並びに大阪市を居住地とみなして第23条第4項の規定に準じて計算した旅費とする。 別表第1 内国旅行の旅費(<u>第16条の2—第18条</u>) 別紙のとおり	除く。)並びに大阪市を居住地とみなして第23条第4項の規定に準じて計算した旅費とする。<u>この場合において、同項中「及び車賃」とあるのは、「車賃及び食卓料」と読み替えるものとする。</u> 別表第1 内国旅行の旅費(<u>第17条、第18条、第20条、第21条関係</u>) 別紙のとおり
---	---

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。